

報 道 発 表

令和 6 年 11 月 13 日
財 務 省

令和 5 事務年度の関税等脱税事件に係る犯則調査の結果

財務省は、令和 5 事務年度(令和 5 年 7 月から令和 6 年 6 月までの 1 年間)に、全国の税関が行った輸入品に対する関税及び内国消費税^(注1)(以下「関税等」という。)に係る犯則事件の調査(犯則調査)^(注2)の結果をまとめましたのでお知らせします。

1. 関税等の脱税事件に対して全国の税関が行った犯則調査の結果、令和 5 事務年度に処分(検察官への告発^(注3)又は税関長による通告処分^(注4))した件数は 157 件(前事務年度比 7%減)、脱税額は、総額で約 4 億円(同 86%増)となりました。
2. 処分した事件のうち、金地金^(注5)の密輸事件が 102 件(同 18%減)と約 6 割を占め、その脱税額は総額で約 3 億 6 千万円(同約 2.1 倍)となりました。
3. 金地金の密輸事件の主な処分事例として、航空機旅客による金地金約 105kg の消費税等脱税事件がありました。(脱税額約 8,080 万円)

(注 1)内 国 消 費 税:輸入貨物に課される消費税、酒税、たばこ税等の間接税をいいます。

(注 2)犯 則 調 査:犯則事件について、証拠を発見・収集し、犯則事実の有無及び犯則者を確定させるための手続きであり、告発又は通告処分を終局の目標として行う調査です。

(注 3)告 発:犯則調査の結果、その情状が懲役刑に相当するとき、又は以下に示す通告処分を履行する資力がないとき等に、検察官に告発し、刑事手続に移行するものです。

(注 4)通 告 処 分:犯則調査の結果、その情状が罰金刑に相当するときに、税関長がその罰金に相当する金額の納付を求める行政処分です。なお、犯則者がこれに応じないときは検察官に告発することになります。

(注 5)金 地 金:金地金には、金塊に加えて一部加工された金製品も含まれます。

【別添 1】関税等脱税事件に係る犯則調査の状況

【別添 2】犯則調査トピックス

[問合せ先]

財務省関税局調査課 代表 03-3581-4111 (内線) 5389

関税等脱税事件に係る犯則調査の状況

	令和元 事務年度	令和2 事務年度	令和3 事務年度	令和4 事務年度	令和5 事務年度	前事務 年度比
	処分件数	271(199)	36(20)	39(13)	169(125)	157(102)
告発件数	9(7)	4(2)	2(2)	3(2)	6(6)	200%(300%)
通告件数	262(192)	32(18)	37(11)	166(123)	151(96)	91%(78%)

(注) 処分件数は事件単位の件数(括弧内の数値は金地金の件数を示す。)となります。

(万円)

		令和元 事務年度	令和2 事務年度	令和3 事務年度	令和4 事務年度	令和5 事務年度	前事務 年度比
		告発分	関税	2,580	14,798	—	—
内国消費税	7,870		25,980	1,117	1,650	25,079	15.2倍
合計	10,450		40,777	1,117	1,650	25,185	15.3倍
通告分	関税	955	351	1,695	747	778	104%
	内国消費税	33,774	3,705	5,184	18,882	13,598	72%
	合計	34,730	4,056	6,879	19,629	14,376	73%
総額	関税	3,536	15,149	1,695	747	883	118%
	内国消費税	41,644	29,685	6,301	20,532	38,677	188%
	合計	45,180	44,833	7,996	21,279	39,560	186%

(注) 各税目の1万円未満は四捨五入していることから、各税目を合算しても、合計の数値と一致しない場合があります。

品目別処分実績

(万円)

品目	令和元 事務年度		令和2 事務年度		令和3 事務年度		令和4 事務年度		令和5 事務年度	
	件数	脱税額	件数	脱税額	件数	脱税額	件数	脱税額	件数	脱税額
金地金	199	36,071	20	8,913	13	2,048	125	16,714	102	35,550
たばこ	33	344	5	418	3	122	14	877	25	933
腕時計	24	1,996	4	294	11	2,147	15	1,214	19	2,498
バッグ類	8	150	7	2,499	14	3,219	11	947	7	412
アクセサリ類	8	316	3	14	5	233	4	129	2	2
衣類	4	4,780	3	40	—	—	4	189	—	—
化粧品	—	—	2	0	3	1	—	—	1	21
食品・酒	1	0	—	—	1	0	1	6	2	3
その他	11	1,522	5	32,653	4	226	6	1,202	5	141
合計	288	45,179	49	44,831	54	7,996	180	21,279	163	39,560

(注1) 本表は品目ごとに集計し直したものであり、一事件で複数の品目にわたる場合もあることから、各事務年度の処分件数及び脱税額とは一致しない場合があります。

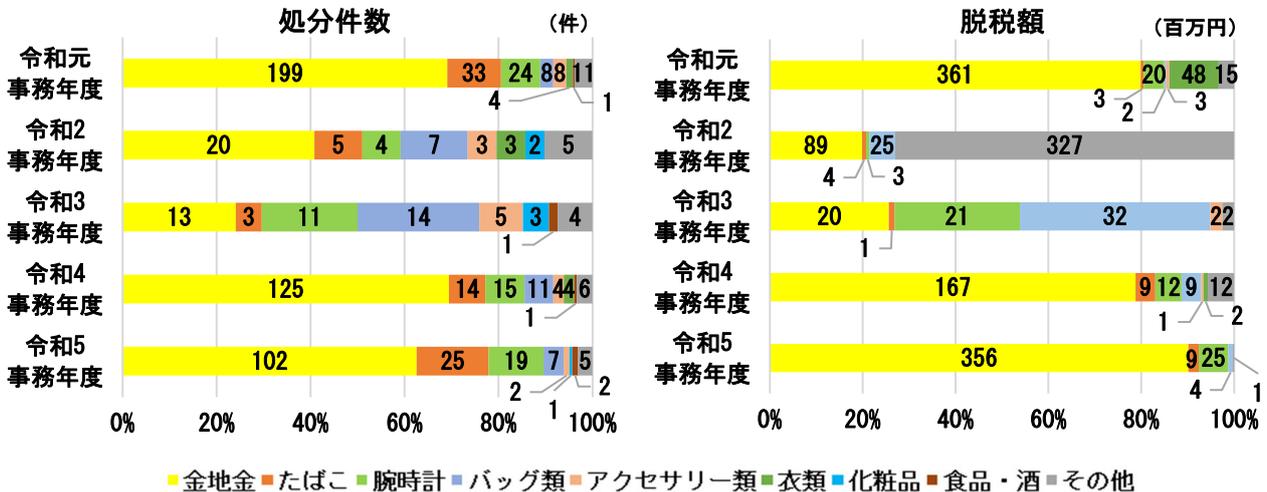
(注2) 脱税額の表記について、「0」とは5,000円未満の場合を示し、「—」とは全く無い場合を示します。

犯則調査トピックス

金地金の処分件数・脱税額が大宗を占める

令和5事務年度に処分した関税等脱税事件のうち、金地金の密輸事件が処分件数では約6割、脱税額では約9割と前事務年度に引き続き大宗を占めた。

処分実績の品目別構成比



(注) 脱税額は百万円未満を四捨五入していることから、各品目の税額を合算しても、合計の税額と一致しない場合があります。

金地金脱税事件の告発事例

【事例1】

犯則者Aらがタイから入国する際に、金地金約105kgを携帯品(プラスチックケース)に隠匿し、税関長の許可を受けることなく輸入しようとし、消費税等約8,080万円を不正に免れようとした事案を告発しました。【令和5年7月・東京税関】



【事例2】

犯則者Bらが韓国から入国する際に、金地金約30kgを活魚運搬車内に隠匿し、税関長の許可を受けることなく輸入しようとし、消費税等約2,896万円を不正に免れようとした事案を告発しました。【令和5年12月及び令和6年1月・門司税関】

